

2012年6月28日  
鬼武一夫

新たな食品表示制度における  
栄養表示についての方向感（案）に対するコメントペーパー<sup>（赤字は修正文およびコメントである。）</sup>

【これまでの経緯】

健康的な食生活を送るため、また、食生活の改善を図るため、食品を選択する際の目安として栄養表示を確認したいとの消費者の要望は強いと考えられること、さらに、諸外国においても、近年、食品表示制度の見直しが進められていることを踏まえ、たたき台案で、中小事業者等一部事業者を義務対象から除外することや、一定の場合に容器包装への表示を省略できることとした上で、原則として義務表示とする案をお示ししたところである。

論点5 栄養表示について  
栄養表示を義務化すべきか。

（前略）、原則として義務表示とした上で、中小事業者等栄養表示が困難な事業者については義務対象から除外して自主的取組を推奨する（中略）ことや、一定の場合に容器包装への表示を省略できる（中略）ことを検討してはどうか。

いずれにせよ、義務化導入当初は義務付けの対象を限定し、その後、制度の運用状況を検証しつつ、義務付けの対象を徐々に拡大することを目指すこととしてはどうか。（後略）

【「論点についての検討方向（たたき台案）」より抜粋】

たたき台案に対して、第8回検討会では、概ね次のような意見があった。

- ・栄養成分の含有量について個体差の大きい商品への表示は困難である
- ・コストの面から、特に中小事業者は栄養表示の義務化は、義務化自体が困難であり、まず、中小事業者でも表示できるようデータベース作成など環境整備をしていくことが重要である
- ・中小事業者等一部の事業者を除外するような形での義務化は不適当である
- ・義務化よりも自主的な取組が促進されるように環境整備を進めるべき

他方、最近の国際的な動向として、コーデックス委員会では、全ての事前包装食品（*prepackaged foods*）への栄養表示の義務化について検討を行い、本年5月にカナダで行われた第40回食品表示部会では、

- ・国内事情が栄養表示を支持しない (national circumstances would not support such declarations) 場合を除き、栄養表示を義務とすべき (should be mandatory)、
  - ・ただし、栄養あるいは食事上重要ではない食品または小包装の食品等の食品は表示義務の対象外としてもよい
- との見直し案が合意され、**本年7月のCACの会議において採択される予定になつたところである。**

これらを受け、別紙のとおり、新しい食品表示制度の下での栄養表示制度の考え方を整理したので、これを参考としつつ、栄養表示の在り方を議論してはどうか。

## 【別紙】

### 栄養表示の義務化の考え方

#### (1) 栄養表示の義務化の必要性等

健康をライフサイクル全体という長い時間軸の中で身体・生命（の安全性：**安全性**という言葉を用いることには違和感あり。単に身体・生命で良い。）を維持増進することと捉えれば、栄養表示（について）は、生活習慣病の増加や食生活の多様化が進む中、健康的な食生活を営むための基礎として、言い換えれば、中長期的な期間で栄養を管理するための目安として、より多くの消費者に栄養成分に関する情報を（が）確実に提供し（され）、そして消費者がその情報を基に日々の栄養・食生活の管理に活用できるようにする上で大きな役割を演じる（必要性は高い）と考えられる。

他方、栄養表示をライフサイクル全体の中で活用していくという視点で考えれば、仮に、個々の食品ごとにみれば栄養成分表示値と実際の含有量との間に**ある程度の差異**（バラツキ：この場合 differences であって、variability ではない）があったとしても、中長期的な食生活全体の中では、日々の栄養・食生活を適正に管理していれば、摂取する栄養成分の量は（が）平均化されていくことになる（留意する必要がある）。この観点から、消費者を含めた関係者の中で、栄養表示にはある程度の誤差が当然（に）生じ得るものであるとの共通の認識を醸成する環境を作っていくことが重要である。

また、栄養表示については、数値で示す必要があり、かつ、食品を供給する事業者自身もその数値を、例えば**使用する原材料配合値**から（当然に）知り得るものではないといった特殊性があり、事業者が義務化に対応するためには、**包装資材**（表示）の切替えに加え、栄養成分の分析や計算など様々な準備がいることに配慮する必要がある。

このため、まずは、（2）の枠組みによる義務化の方向性を定めた上で、新しい栄養表示制度が円滑、かつ、速やかに導入されるよう（3）により必要な環境整備を進めることが適当と考えられる。

#### (2) 新しい栄養表示制度の枠組み

##### ア 義務化の対象

###### (ア) 対象食品

栄養表示は原則として、全ての加工食品（コーデックスガイドラインにあるように prepackaged foods（事前包装食品）とすべきであろう）を対象に義務化する一方、消費者全体にとって栄養の供給源としての寄与が小さいと考えられるもの、例えば、年間の販売個数が一定数以下の食品などは、栄養表示を付けることを要しないこととする。（栄養の供給源としての寄与が小さい

と考えられるものとは、大量に販売されているが、栄養の供給源としての寄与が小さいミネラルウォーター、スパイス類などを指すと考えるべきであろう)

#### (イ) 対象事業者

原則として、事業規模等による事業者単位の適用除外は行わず、全ての事業者を対象とする。例外として、(ア) の枠組みの下でも、家族経営のような零細な事業者に過度の負担がかかるようであれば、適用除外とする余地を残す。

#### イ 対象とする栄養成分

栄養表示の対象成分を予め決めてしまうと、その後変更することは容易ではない（様々な状況の変化により表示すべき栄養成分が変化することは十分考えられるので、「栄養表示の対象成分を予め決めてしまうと、その後変更することは容易ではない」という記述は不適切である）ため、(3) の措置後の状況を踏まえつつ、実際の義務化施行までに結論を出すこととする。**表示すべき栄養成分は、予め決めておくというのが制度の原則である。**

なお、コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインにおいて、栄養表示する際には必ず表示すべき栄養成分として定められているものには、現行の一般表示事項（エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）のほかにも飽和脂肪酸や糖類（糖類：正確には total sugars である）がある。対象成分の検討に当たっては、これらを含め、各国の義務表示の実態を踏まえつつ、幅広く検討する必要がある。なお、ナトリウムに関しては、コーデックスガイドラインにおいて、“各国当局は“食塩”として食塩相当量でナトリウムの全量を表現すると決定できる“とされていることが考慮されるべきであろう。

#### ウ 表示方法

##### (ア) 表示値の設定

現行制度の誤差の許容範囲について、例えば、一般表示事項の5成分であれば±20%以内とされているところ、**使用する原材料の成分含有量が収穫時季や産地変更などによってバラツキの大きくなると考えられる（い）** 食品を含め、幅広い食品に栄養表示を付することができるようにするため、**一部の食品に関しては** 現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式の導入、低含有量の場合の誤差の許容範囲の拡大、幅表示の活用等を図ること（一部は現行制度においても導入済み）が適当である。**すべての食品に関して、現行制度の誤差の許容範囲を緩めることは不必要である。**

##### (イ) 表示媒体

容器包装に表示することが望ましいが、中長期的な食生活全体の中では、

摂取する栄養成分の量が平均化されていくことを考慮すれば、消費者に対して栄養に関するきめ細かな情報提供を行うことがむしろ重要である。**法令遵守と取締りの点からも容器包装に表示することが第一の原則である。**

このことから、エネルギーのほか、食品一般に広く含有されている栄養成分のうち、我が国の栄養摂取状況や疾病状況を踏まえ、特に消費者の健康に影響を与える重要な栄養成分について、十分に検討した上で容器包装に表示することが必要な栄養成分を容器包装に表示し、その他の成分は他の媒体を用いた情報提供を行えば、容器包装への表示の省略が可能とする方法など幅広く検討を行うことが適当である。他の媒体を用いた情報提供を行う場合には、**コーデックスガイドライン CAC/GL 2-1985**に示されているように、虚偽な、誤認を与える、欺瞞的な、もしくは無意味な情報を提供することのないようにしなければならない。また、他の媒体を用いた情報提供を行う場合、法令遵守と取締りの点から問題になるケースが多々生じるであろう。

### (3) 栄養表示の義務化に向けての環境整備

一定程度の猶予期間を設けた上で（2）の枠組みによる義務化を図ることとするが、それまでの間は、栄養表示の義務化を円滑に進めるために必要な環境整備として、現行制度において、まずは、次のア及びイに関する表示基準の改正等を行い、栄養表示の拡大充実を図っていくこととする。

#### ア 現行制度の下での栄養表示の拡大

##### (ア) 新たな表示方法の導入と事業者への働きかけ

幅広い食品に栄養表示を付することができるようとするため、（2）ウ（ア）で示した表示方法（一部の食品に関しては現行の誤差の許容範囲に縛られない計算値方式等を導入）も可能とする。

その上で、事業者に対しては計算値による方法も活用することにより栄養表示する食品を拡大するよう協力を求めるとともに、消費者がよりきめ細かい健康管理を行うことができるよう、**規定された栄養成分に加えて表示する栄養成分の拡大を推奨するなどの取組を進める。**この場合も、**コーデックスガイドライン CAC/GL 2-1985**に示されているように、虚偽な、誤認を与える、欺瞞的な、もしくは無意味な情報を提供することのないようにしなければならない。

##### (イ) 消費者等への普及啓発の推進と認識醸成の環境づくり

より多くの消費者が栄養表示を活用し栄養バランスのとれた食生活を送れるようにするためにには、個々の消費者の栄養に関する知識や理解を高めるとともに、栄養表示を中長期的な食生活全体の中で捉えるとの認識が広まることが重要である。このため、**消費者庁は、関係する省庁や機関と協議しつつ**

消費者等への栄養に関する情報について更なる普及啓発や認識醸成のための環境づくりを進める。

#### イ 円滑に栄養表示が行えるようにするための支援

栄養成分の表示値の算出に当たっては、栄養成分の含有量を収載する各種データベースや計算ソフトなど現在でも支援ツールが存在する。

しかしながら、これらのツールは、集団給食や栄養指導の場など幅広い利用目的に対応できるものであり、個別商品について、栄養成分の表示値を設定する際の留意事項や具体的な算出方法が明示されていないことなどから、必ずしも食品事業者が利用しやすいものとなっていない。

このため、アの取組と併せ、**消費者庁は、関係する省庁や機関と協議しつつ**これらの支援の充実を図っていくことにより、栄養表示に関する自主的な取組が円滑に進むよう公的なデータベースの整備を含め、必要な環境整備を行う。

#### (4) 義務化導入の時期

近年、栄養表示制度の見直しが行われた諸外国の例では、施行までに5年間の猶予期間が認められており、義務化導入の時期については、新法の施行後概ね5年以内を目指しつつ、(3)による事業者の取組状況を踏まえ決定することが適當ではないかと考えられる。

なお、輸出等を手がけ、海外で義務として栄養表示を行っているような大きい規模の事業者については、比較的容易に栄養表示を付けることが可能と考えられることから、義務化に当たっては、このような規模の大きい事業者から、順次義務化を進めることも考えられる。

**その他、栄養表示制度義務化施行後一定の時期に制度や実施状況をレビューし、必要な場合には制度の追加・修正を行うことが必要である。**

### 資料3（論点5についてのコメント）

#### 論点5 栄養表示について

栄養表示を義務化すべきか。仮に表示義務を課すとした場合、対象となる栄養成分等は、どのように考えるべきか。

これまでの論点で出されていないコーデックス食品規格委員会などで議論されている栄養成分表示に関する情報を提供する。これまで、本検討会で懸念事項として出された中小企業に関する実効性、コスト&ベネフィットなど参考となる重要な論点が多く含まれている。さらにコーデックス食品規格委員会ではこの間、国際的には先進国ではほとんど義務的栄養表示の議論は終えて、さらにわかりやすい栄養成分表示をどのように施策とすべきか（例えば Front-of -package 表示）が課題とされ、義務的表示の困難さを訴えているのはコーデックス加盟国の中でも新興国に限られている点は認識すべきである。今にも増して、日本製の食品群も海外に対して輸出される量も増えることも予測され、この際に是非、国際的なハーモナイゼーションおよびグローバル規模の課題検討を視野にいれるべきであると考えられる。

#### 1. 海外における栄養表示に関する情報

##### 1-1 義務的栄養表示についての経緯（コーデックス食品表示部会）

- ・ コーデックス食品表示部会 CCFL 第 37 回セッション（2009 年）から協議が開始され、栄養表示の義務化は加盟国における消費者の実情に合わせて柔軟に対応できるようにすべきであるとの意見が出される一方、“食事、運動および健康に関する WHO 国際的な戦略の実施について” の視点から、本議案である義務化に関する以下の視点についてオーストラリアを中心に検討されることとなった。
  - 栄養表示の義務化にともなうコストと利益について
  - 栄養表示の義務化が果たす公衆衛生上の役割
  - コンプライアンスと強制力について
  - 適用に際して、国ごとの適切な方法が採用できるような柔軟性の持たせ方
  - 国際的な貿易の際に考慮すべき問題
- ・ オーストラリアが準備した案について各国政府が栄養表示の義務化を検討するためのツールとなるように、細部の修正が加えられ、WHO および FAO への勧告文書とすることで合意した。
- ・ コーデックス食品表示部会 CCFL 第 39 回セッション（2011 年）ではニュージーランドを座長とした電子作業部会を設置し、WHO 世界戦略の実施に資するために、栄養表示ガイドライン（CAL/GL 2-1985）に栄養表示の義務化に関する案件（ALINOM10·33·22 Appendix III, 2010）を盛り込むための修正案（ステップ 3）

を次回オタワセッション（2012年）の検討資料として回状することで合意した。

## 1-2 義務的栄養表示の要件について（コーデックス食品表示部会）

- ・コーデックス食品表示部会 CCFL 第40回セッション（2012年）において栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）に栄養表示の義務化に関する案件はステップ5/8でコーデックス食品規格委員会（2012年7月ローマ）にすすめる事で合意した。

### コーデックス食品表示部会 CCFL の第40回セッション（2012年）の報告書の中の、栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）に関する議論

#### 栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）に含めるための栄養素基準値に関する定義の草案（議題4b）

40. CCFLは、第34回CAC（コーデックス委員会総会）が、以下のように栄養素基準値の定義の草案提案をステップ5において採択し、そしてそれを回付しステップ6においてコメントを求めたことを想起した：

“栄養素基準値（NRVs：Nutrient Reference Values）とは、栄養表示と関連するクレームの目的に関する、科学的データをベースとする一組の数値で表した値を言う。NRVsは、栄養素要求量に、もしくは食餌（diet）に関係する非伝染性（non-communicable）疾患のリスクの低減に関連する栄養素のレベルをベースとしている。”

41. 多くの代表団は、この定義を支持した。“non-communicable”を“noncommunicable”に修正する編集上の変更が合意された。

42. ある代表団は、定義の最初のセンテンスに、言葉“そして主務官庁もしくは認められた国際機関によって定められた”を含めることにより、NRVsを定める責任をだれが負うかを明確にすべきと提案した。

43. 別の代表団は、この責任は栄養素基準値を定めるための一般原則の中で適切に取り扱われている、そしてその最初の部分（ビタミンとミネラルに関する）はガイドラインに添付されている、また第2の部分（NRV-NCDに関する）はコーデックス栄養・特殊用途食品部会CCNFSDUにおいて現在作成中であると述べた。この一般原則に対する言及が定義の中に含まれるべきと述べられた。

44. ある代表団は、非伝染性疾患に関するマクロ栄養素のNRVsを定めるための科学は依然として決定的ではないので、この定義の中に NRV-NCD を含めるための正当理由を見

出せないという理由で、定義から“食餌（diet）に関係する非伝染性（non-communicable）疾患のリスクの低減に”を削除すべきと提案した。

45. あるオブザーバーは、“栄養素要求量”の前に言葉“最適な”を含めるべきと提案した。

若干の議論の後に、コーデックス食品表示部会 CCFL は、定義を変更しないが、上述のひとつつの編集上の修正を行うことを、そして以下のような定義の名称の脚注を含めることを合意した：“栄養素基準値の設定に関する一般原則に関する Annex も参照のこと”。

### 栄養素基準値の定義草案の地位

46. コーデックス食品表示部会 CCFL は、Appendix IV に含まれる栄養素基準値の定義草案をステップ 8 に進め、コーデックス総会 CAC による採択を求めること、および栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）のセクションに、“栄養表示”の定義の後に含めることを求める合意した。

### 義務的栄養表示の要件（議題 4c）

47. eWG（電子作業グループ）の座長としてオーストラリアの代表団は、義務的栄養表示に関する議論の歴史を想起させた。この議論は、食餌（diet）、身体活動および健康に関する世界戦略の実施に関する FAO/WHO 行動計画案をベースに開始され（CL 2006/44-CAC）、そしてそこでは、栄養表示に関するガイドラインのセクション 3.1 は、栄養表示はすべての事前包装食品のラベル上で義務的にすべきことを要求するよう修正されるべきと提案された。第 36 回コーデックス食品表示部会 CCFL（2008 年）は、以下の措置を決定するプロジェクト文書を作成した：ガイドラインを改訂し、そして義務的もしくは任意ベースで常に表示される栄養素のリストを調査すること；義務的栄養表示に関する問題と懸念に関する討議文書（ALINORM 10/33/22）を作成し、そして表示されるべき栄養素のリストを決定した後に、義務的栄養表示に関する要件の検討に関する作業を開始すること。

48. 大体において、義務的栄養表示の導入に関して eWG に、そして eWG が、すべての除外を明確に含めること、もしくは国内状況に言及することなしに、全ての食品に関して栄養素表示を義務的にするために提案した結論に、支持が表明された。eWG は、これらについての検討はコーデックスガイドラインの中で暗に含まれているという見解を含め、国内状況についての言明に関して様々な見解が表明されたと述べた。

49. しかしながら、義務的栄養表示を実施するための加盟国のが能力が様々であるという理由で、そしてまた常に表示されるべき栄養素のリストは、ガイドラインに含まれているリストと同じにすべきか否か、それとも栄養素の短いリストがより適切になるかも知れないか否かに関して見解が異なるという理由で、懸念が表明された。
50. eWG はまた、栄養クレームしか言明されていない場合の現行のセクション 3.1.1 における不作為は、義務的栄養表示の引き金になると認識した。しかしながら、ヘルスクレームも義務的表示の引き金になる、そして言明されるべきであると認識された。
51. ある代表団は、「その他のすべての食品」に関する栄養表示は、4 つの中核的な栄養素：エネルギー、利用可能な炭水化物、蛋白質および脂肪に関してのみ義務化であるべきと述べた。この代表団はまた、4 つの中核的な栄養素から開始して、そしてその後更に進展させるという、その他のすべての食品に関する義務的栄養表示に関する段階的なアプローチを提案した。これにより、特に途上国においては、消費者の理解、分析と実施のモニタリングに関する国的能力、コスト等を考慮に入れると、その導入は促進されるであろうと述べられた。これによってまた、セクション 3.2.1.2 にリスト化されているすべての栄養素が、すべての国において同じように問題ではないことを考慮に入れることが可能になるであろうと述べられた。
52. いくつかの代表団は、表示されるべき栄養素のリストは第 34 回 CAC によって採択されたようにすべきであり、再度検討されるべきでないと述べた。しかしながら、国内状況を考慮に入れること、および例えば、栄養上、もしくは食餌 (diet) の点から重要でないこと、そして小さなパッケージをベースに、一部の食品の義務的表示を免除することが、考えられる可能性があるとされた。
53. CCFL は、CCFL は事前包装食品の栄養表示の問題を取り扱っているだけである、そして包装されない食品を規制することは意図ではないと合意した。このことを明確にするために、セクション 3.1.1 と 3.1.2 の修正提案の中の言葉 “食品” の前に “事前包装された” を加えることが合意された。
54. 多くの代表団は、国内状況を考慮することは重要であるという見解を表明した、そして特に途上国に対して、義務的栄養表示の様々な側面を実施する上で役立てるための指針資料もしくは技術的支援が必要であるとのべた。
55. 若干の議論の後に、CCFL は、現行のテキストにあるように、セクション 3.1.1 は、栄養クレームもしくはヘルスクレームが行われる事前包装食品の状況に言及しているであろ

う、そしてそのケースでは栄養素表示は義務的になるであろうと合意した。ヘルスクレームへの言及は、前の不作為を補正するために含まれることになるであろうとされた。

56. CCFL は更に、セクション 3.1.2 は、栄養表示はすべてのその他の事前包装食品に関しても義務的になるであろうと述べることになろうが、国内状況および、栄養上もしくは食餌上意味のないことをベースとして栄養表示が適切でない、または必要とされないかも知れない特定の食品もしくは包装に関する除外を規定することになるであろうと合意した。

57. CCFL は、除外されるべき食品に関する特定の例が含まれるべきか否かを議論した。しかしながら、提案された例（即ち、スパイス、コーヒー、水など）のいずれに関しても合意は得られなかつた、そして CCFL は最終的に、除外の一般的な例のみを含めることを合意した。

58. CCFL は、除外に関する更なる指針は、必要な場合には後の段階で示される可能性があるという意見を表明した。

59. CCFL は、合意されたテキストは、以下のように解釈されるべきと認識した：栄養素表示は、栄養クレームもしくはヘルスクレームが行われているすべての事前包装食品に関して、このような食品がセクション 3.1.2 の下で除外されているとしても、義務的である。

60. CCFL はまた、合意されたテキストに従って、そしてコーデックスの手続きに合致して、どのような国も、義務的栄養表示を実施する義務を負わないことを認識した。

61. いくつかのオブザーバーは、義務的栄養表示に関するコーデックス食品表示部会 CCFL の議論を、正しい方向への大きなステップであるとして歓迎した。あるオブザーバーは、コーデックス食品表示部会 CCFL は、消費者の理解を促進するために、front-of-pack 表示（例えば、評点もしくは色によるコード化）も議論すべきと述べた。これは、不健康な食餌の影響を低減させるために、非伝染性疾患の予防とコントロールに関する高官レベルの会議を開催した国連総会によって示された重要性と一致するものであろうと述べられた。

62. FAO の代表は、作成中の FAO 表示ツールはウェブサイトに載る、そして表示は FAO 技術支援プロジェクトに組み込まれる要諦であると述べた。ALINORM 10/33/20 の中の討議文書、Appendix III が、包括的なツールを作成するための開始点として用いられたと述べられた。FAO によって CCFL に提供された研究問題には front-of-pack 表示に関する研究が含まれていると述べられた。

63. いくつかの代表団は、関係者が容易に入手可能な上記の討議文書を入手したいと表明した。

64. CCFL は、そのテキストは、それが栄養表示に関するガイドラインの添付文書になる場合には、大きく異なる議論を必要とするであろうと合意した。

65. FAO の代表は、その完全な文書を FAO ウェブサイトに載せることは可能であると述べた。

66. CCFL は、その討議文書は FAO ウェブサイトの一部にすべきであると、またコーデックスウェブサイトはそれを参照することになるであろうと合意した。

#### 義務的栄養表示に関する栄養表示に関するガイドラインの修正草案提案の地位

67. CCFL は、この報告書の Appendix V に含まれている修正草案提案をステップ 5/8 に進め、CAC の第 35 回セッションによる採択を求めるなどを合意した。

#### セッション 3 栄養成分表示

ステップ 5/8	現行の記述
"3.1.1 Nutrient declaration should be mandatory for all prepackaged foods for which nutrition or health claims, as defined in the <i>Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims</i> (CAC/GL 23-1997), are made. 3.1.2 Nutrient declaration should be mandatory for all other prepackaged foods except where national circumstances would not support such declarations. Certain foods may be exempted for example, on the basis of nutritional or dietary insignificance or small packaging."	3.1 Application of nutrient declaration 3.1.1 Nutrient declaration should be mandatory for foods for which nutrition claims, as defined in Section 2.4, are made. 3.1.2 Nutrient declaration should be voluntary for all other foods.
3. 栄養成分表示 3.1. 栄養成分表示の適用 3.1.1 栄養クレームおよびヘルスクレームの使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) に定義	3. 栄養成分表示 3.1. 栄養成分表示の適用 3.1.1. セクション 2.4 に定義された栄養クレームを行なう食品について

<p>された栄養クレームもしくはヘルスクレームをおこなうすべての事前包装食品については、栄養成分表示を義務とするべきである。</p> <p>3.1.2 加盟国の状況に応じてそのような成分表示を支持しない場合を除いては、すべてのその他の事前包装食品については、栄養成分表示を義務とするべきである。除外規定は、たとえば栄養上もしくは食事上とるに足らない場合や包装が小さいときである。</p>	<p>は、栄養成分表示を義務とするべきである。</p> <p>3.1.2. それ以外の全ての食品については、栄養成分表示は任意とするべきである。</p>
---	--

### 1-3 栄養表示の義務化にかかる課題 (ALINORM 10/33/22 Appendix III, 2010)

付属書 III

#### 栄養表示義務関連の問題

##### 序文

この文書は、あらかじめパッケージされた食品 (prepackaged foods) に対して加盟国レベルにおいて義務的な栄養表示の実施を考慮する時に、加盟国政府によってツールとして使用するためにコーデックス食品表示部会により準備されました。これは栄養クレームがない場合のほとんどすべてのあらかじめパックされた食品 (prepackaged foods) に適用されることになるであろうと思われる栄養表示に言及しています。

##### はじめに

1. 義務的な栄養ラベルを実行するという決定は、様々な国の人団への情報の関連性（適切性）という、および国際貿易に対する影響という文脈から、慎重な検討を必要とします。食品ラベルについての消費者意識もしくは消費者理解と食品ラベルの使用のレベルは、世界の国と地域で異なります。公衆衛生増進のための有効なツールになるように、消費者は、ラベル情報によって適切に情報が与えられ、食物の選択をする上でそのような情報を活用することに関して教育される必要があります。栄養表示要件には、消費者教育キャンペーンが伴うべきことが理想的です、そして、国がそのような教育努力を行う能力が検討される必要があります。
2. 事前包装された食品への義務的な栄養表示の導入は消費者に情報を提供するひとつ的方法であり、公衆衛生向上に結びつく可能性があります。消費者は、食品間の比較を行い、食品を選び、かつ自分の食事を計画するために栄養ラベルを使用することができます。
3. 義務的な栄養表示の導入は、それらの栄養価を改善するよう製品を再処方するよう製

造者を激励し、それにより、市場においてより健康的な製品の入手しやすさを増すかもしれません。任意的な栄養表示を義務的な栄養表示にすることには政府と産業への追加費用が伴う可能性がありますが、コストは義務的な栄養表示を実行した国々によって主要問題であると確認されていません。

4. 義務的な栄養表示を採用する可能性を探る際には、消費者のための適切な教育資源の開発；産業の支援；また免除の可能性を考慮に入れること、例えば、ビジネス・サイズに基づいて；アウトレット（店）のタイプおよびサイズ；食品特性(例えばプレーンティーおよびコーヒー、風味をつけていないかまたは甘くしていない水、葉草および香辛料)；あるいはパッケージングのタイプ、サイズおよび形に検討が加えられるべきです。
5. 非伝染性疾患のリスクの増加または減少のいずれかに関連付けられるような栄養素はいずれもまた、表示義務化を検討する必要があります。
6. 義務的な栄養表示の実施について議論する場合、一層の考察を要求する重要な問題には、下記が含まれていますが、これに限らないかもしれません：
  - i. 義務的な栄養ラベルの導入に関するコストと利益。
  - ii. 国の特定のニーズ。
  - iii. 義務的な栄養表示が公衆衛生イニシアチブをサポートする上で潜在的に果たす可能性のある役割；そして
  - iv. 義務的な栄養表示が適用されないかもしれない食品。
  - v. 資源と技術的検討事項、インフラストラクチャーおよびコミュニケーションのような、実施、適用、法律遵守および法律施行と関係する実際的な問題；そして
  - vi. 貿易に対する影響。

## 1. コスト&便益

義務的栄養成分表示の導入には、潜在的なるコスト&便益がある。

### 1.1 コスト

義務的栄養成分表示の実施にともなうコストには、以下が含まれるが、これに限らないかも知れない。

#### (a) 消費者へのコスト

- 食品価格の上昇。企業が負うコストは消費者に転嫁されるので。そして、
- 食品原材料や安全な取扱いに関する情報といったその他の情報を消費者が吸収し、そして評価する能力にインパクトを与えるかもしれない食品表示上の有り余る情報。

#### (b) 政府へのコスト

- 栄養表示の法令順守のサーベイランスおよびモニタリングのために必要とされる分析室の能力の確立および人員の訓練；。
- 栄養表示の使用と実施を促進するための食品産業界並びに消費者への栄養表示の公

## 的ガイドラインの作成

- 栄養表示の実施に関する中小企業への支援のため、食品の栄養素成分の公的データベースの開発
- 産業界および消費者への新しい必要事項を説明する栄養学的教育プログラムおよび資料の作成

### (c) 産業界へのコスト

- 管理、これは規則を解釈し、そして規制に対応するための適当な措置に関して決定を行うためのコスト
- 栄養素の含有量を確定するためのデータベースの使用およびあるいは試験のコスト；
- 印刷版またはその他の印刷方式を変更するコスト；
- 在庫品のコスト、即ち新しい規制のために用いることのできない在庫のラベルの価格

## 1.2 便益

義務的栄養表示の導入に伴う利点には以下が含まれますが、これらに限らない場合があります。

### (a) 消費者への便益

消費者は、いくつかの利点を直ちに、また直接目にすることができると思われますが、その一方で他の利点は時間が掛かるように思われます。利点には以下が含まれます。

- 栄養情報へのアクセスが拡大；
- 食品間での、カテゴリー全体での一貫した比較をする機会；
- ラベル上のインフォメーションが潜在的に行動に影響を与えて、そして連動した公衆衛生利益をもたらし、それによって消費者、栄養教育と公衆衛生結果との間のリンクの役割を果たすかもしれません；
- 食事に関連した予防可能な非感染性疾患の低減のために、長い間に個人と社会の医療経費を下げる可能性；
- 栄養的な価値への焦点の高まり。それにより市場における健康的なおおよびバランスの取れた食事に寄与する製品の入手しやすさが増します。

### (b) 政府への便益

- 健康的でバランスのとれた食生活に貢献する食品の選択をするための人口母集団への取り組みを支援すること。そして；
- 食事に関連した慢性非伝染性疾患の治療における公衆衛生費の節約の可能性。

### (c) 産業界への便益

- 栄養情報の一層の情報公開に関連する消費者の信頼向上。
- 栄養情報の提供、その結果、消費者は製品間での、および食物カテゴリー全体にわたる即座の比較に基づいて、製品を選択することができます。

## 1. 実施

- 2.1 事業者が直面するかもしれない実施を巡っては、さまざまな問題があります：
- 表示すべき栄養値を決定するために必要な技術的能力と資源の欠如の可能性；そして
  - 中小企業は大企業よりも比例的に大きな費用を負担する可能性があります。
- 2.2 この点に関して支援するために、義務的な栄養表示適用される可能性のあるいろいろな考えられる除外があります。
- 特定の非包装食品
  - 購入者による要求に応じて小売施設でパックされるそのまま直接摂取できる腐りやすい加熱調理された食品；
  - 小さなパッケージ。ラベルを付けることができないような形状を持っているパッケージまたは詰め替え可能なボトル。 そのような場合、電話番号、吊り下げタグ、アドレスまたはウェブサイトなどの代替手段で栄養情報が提供され得ると考えられる。
  - 義務的栄養表示要件下で表示されるべきと要求されている栄養素のすべてが無視できる量含まれている食品。このような食べ物の例には、コーヒー豆、茶葉、プレーンインスタント コーヒーと紅茶、無甘味料無香料水、香辛料、香料抽出物、食品の着色料が含まれる可能性がある。この適用除外を適用した場合、栄養素の'取るに足らない量' の定義を決定することが最初に必要になるであろうと思われる。
  - ゼロと表示される可能性のあるような栄養素の表示の除外。
  - 当該国の人団母集団の食事摂取量に有意に貢献していない食品。（この選択肢を実施する場合には、最初に"有意である"の定義を必要とするであろうと思われる）、および
  - 事業の規模とアウトレットのタイプに基づく免除。
- 2.3 義務的栄養表示の導入に伴う多くの潜在的な技術的な問題は、次のとおりです。
- 栄養表示のコンプライアンス（法令遵守）と正確さをチェックするための適切な検査施設、設備が入手可能になること、およびスタッフの訓練が可能になること。
  - 分析の代替方法のコスト、正確さおよび再現性；
  - 原材料の地理学的起源と季節的変動による栄養素レベルのバラツキ；
  - 食品の栄養素成分に関する公式データベースを作成し、栄養素の量の固有のバラツキおよび化学分析でのバラツキを説明するための適切な許容値(これは定められる必要があるでしょう)を認め、製造者による栄養情報の決定を促進すること。
  - 義務的な栄養表示の実施のための適切な移行期間の決定。
  - 義務的な栄養表示を表示しなければならないような製品の決定。
  - 消費者のための栄養教育プログラムや教材へのリンク。
- 2.4 技術支援の仕組み

義務的な栄養表示の実施とその導入を支持するための仕組みを巡る一連の問題は、上の第2.2節で論じられます。例えば、第2.3節で確認されているリソースの一部と技術的な考慮点は、以下のような適切な支援メカニズムを提供することを通して、処置されるか、はつきりした形にされるかもしれません。

- 栄養素計算ソフトウェアまたは類似したオンライン・ツール。
- 食品成分のデータベース
- 施行の前に段階的に導入するために長い(例えば長いシェルフライフを持つ製品に関しては2年または3-5年)期間を認め、例えば、監督機関は、事業者が既存のラベル在庫を使用し、そして栄養表示必要条件に一致する新しいラベルを準備するために、特定の状況下で移行期間あるいは一時的救済を考慮することは考えられる;
- 栄養素成分を誘導する、例えば、製造者の分析、あるいは使用した原材料のデータベース値からの計算によるような代替手段を認めること;
- 政府と事業者による必要なインフラストラクチャへのアクセス。 そのようなことでひとつ考えられることは政府と業界の提携を通じてのITインフラストラクチャの開発であるかも知れないと思われる。

2.5 表示の実施を促進するために、以下を含んでいるかもしれないが、これに限らないコミュニケーション戦略を検討すべきです。:

- 理想的には消費者調査によって裏付けられた消費者教育キャンペーン; そして
- 関連する利害関係者(産業界、消費者、医療関係者、学界、および国家および地方当局)の関与
- 追加情報および / またはそれと同等の代わりとなる情報の活用。

### 3. 法律順守と法律施行

3.1 コーデックス加盟国は、さまざまな法律順守と法律施行のメカニズムが現在運用している、もしくは将来検討されていることを確認している。これらは以下に要約されます:

- 法律不順守の特定の要件と処罰は所管官庁によって公表され、そして管理されます、また、監視と法律施行活動は、法律順守を確保するために実施されています。
- 法律順守の監視は、交易される食品の監視を通して地方食品検査官と公の分析機関によって行われます。

3.2 義務的な栄養表示の導入に影響を与えるかも知れない法律順守と法律施行の問題には、次のものが含まれています:

- 業界と規制当局の能力とインフラ ;
- 栄養素含量を決定するための分析テストや信頼できる、認められたデータベースへの接近 (方法の利用可能性と有効性) ;
- 分析方法のバラツキおよび、異なる分析機関を利用すると異なる結果が得られるかもしれません。
- 表示された値の認められるバラツキ(固有の分析上のバラツキと適正製造基準=GMP

内でのバラツキを説明する)の変動、および

- フォローアップ是正措置を含む、法律遵守、監視および法律施行のための公共・民間セクターのコスト。

#### 4.国際的な、および貿易上の考慮すべき事項

4.1 世界的な規模での義務的な栄養食品表示の導入、および国内の栄養表示要件との整合のレベルは、世界の食糧貿易に影響を及ぼすかも知れません。考慮すべき事項には以下が含まれますが、これだけに限定されません。

- 既存の通商同盟または通商ブロックへのインパクトの可能性。例えば、いくつかの例においてハーモナイズされつつある義務的な栄養表示の規制は、同盟内の食品の貿易を容易にするであろうと思われます；そして
- コーデックス食品規格委員会から入手可能な規格とガイドライン

#### 1.4 EUの免除規定

##### 義務的栄養表示の要件を除外される食品

1. ひとつの原材料もしくはカテゴリーの原材料から成る未加工の製品；
2. それが受けた唯一の加工が熟成である、そしてひとつの原材料もしくはカテゴリーの原材料から成る加工された製品；
3. ヒトの摂取を意図した水。唯一の添加された原材料が二酸化炭素および/もしくはフレーバリングであるものを含む；
4. ハーブ、スパイスもしくはその混合物；
5. 食塩および食塩代替物；
6. テーブルトップ甘味料；
7. コーヒー抽出物とチコリー抽出物<sup>(1)</sup>、全もしくは粉碎されたコーヒー豆、および全もしくは粉碎されたカフェイン除去のコーヒー豆に関する 1999 年 2 月 22 日のヨーロッパ議会の、および理事会の指令 1999/4/EC によってカバーされる製品；
8. 添加された原材料を含まないハーブ抽出物、ティー、カフェイン除去のティー、インスタントの、もしくは可溶性のティーあるいはティー抽出物、カフェイン除去されたインスタントの、もしくは可溶性のティーあるいはティー抽出物；
9. 発酵ビネガーおよびビネガ代替品。唯一の添加された原材料がフレーバリングであるものを含む；
10. フレーバリング；
11. 食品添加物；
12. 加工助剤；
13. 食品酵素；
14. ゼラチン；
15. ジャム凝固化合物；
16. 酵母
17. チューアインガム
18. 最大表面積が 25 cm<sup>2</sup>未満である包装もしくは容器に入った食品；
19. 少量の製品の製造者によって、最終消費者に、もしくは最終消費者に直接供給する地域の小売施設に直接供給される、手作り食品を含む食品；

## 1・5 コーデックス栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）

### 本ガイドラインの目的

栄養表示が以下において有効であることを保証すること：

- ・ 食品の賢明な選択が行われ得るように食品についての情報を消費者に提供する上で；
- ・ 食品の栄養素含量についての情報をラベル上で伝達するための手段を提供する上で；
- ・ 公衆衛生に利益を与えるであろうと考えられる食品の配合において確実な根拠のある栄養原則の利用を促進する上で；
- ・ ラベル上に補足的な栄養情報を包含させる機会を提供する上で。

どのような点においても虚偽である、誤認を与える、欺瞞的である、もしくはどのようなやり方でも無意味である栄養表示が、ある製品を説明もしくはそれについての情報を提示しないことを保証すること。

栄養に関するクレームが栄養表示なしに行われないことを保証すること。

### 栄養表示に関する原則

#### A. 栄養素表示

- 提供される情報は、当該食品に含まれ、そして栄養上重要と考えられる栄養素の適切なプロファイルを消費者に提供するという目的のためであるべきである。情報は、当該製品に含まれる栄養素の量についての意味を伝えるためというよりはむしろ、健康を維持するために、個々人がなにを食べるべきかについての正確な定量的な知識が存在すると消費者を信じさせるようにすべきではない。個々人に関するより正確な定量的記述は効果的ではない。というのは、個々人の要求量についての知識が表示において用いられ得る意味のある方法がないからである。

#### B. 補足的な栄養情報

- 補足的な栄養情報の内容は、国により、そしてすべての国の中で標的の人口母集団グループによりその国の教育方針および標的グループのニーズに従って異なるであろう。

#### C. 栄養表示

- 栄養表示は、栄養表示のある食品が栄養表示されていない食品よりも必ず栄養上の利点を持っていると故意に意味するとすべきではない。

## 1. 範囲

1.1 本ガイドラインは食品の栄養表示に関する手続きを勧告している。

1.2 本ガイドラインは、すべての食品の栄養表示に適用される。特別用途食品に関しては、より詳細な規定が作成されるかも知れない。

採択 1985 年。改訂 1993 および 2011 年。修正 2003、2006、2009 および 2010 年。

Annex 採択 2011 年

## 2. 定義

本ガイドラインの目的のために：

2.1 栄養表示 (**nutrition labeling**) とは、ある食品の栄養に関する性質を消費者に伝えることを意図した表示をいう。

2.2 栄養表示は 2 つの要素から成り立つ：

- (a) 栄養素表示
- (b) 指定的栄養情報

2.3 栄養素表示 (**nutrient declaration**) とは、ある食品の栄養素含量についての標準化された説明またはリスト化を意味する。

2.4 栄養クレームとは、エネルギー値および蛋白質、脂肪と炭水化物の含量、並びにビタミンおよびミネラルの含量を含めるが、これらに限定されない特定の栄養上の性質を有する食品が持っていることを言明する、示唆する、または意味するすべての表現を意味する。以下は栄養クレームを構成するものではない：

- (a) 原材料リストの中で物質を述べること；
- (b) 栄養表示の義務的部分として栄養素を述べること；
- (c) 国内の法律によって要求される場合に、ラベル上に特定の栄養素または原材料を定量的に、または定性的に言明すること。

2.5 栄養素とは、食品の成分として通常消費されるすべての物質を意味し、そして：

- (a) エネルギーを供給する；もしくは
- (b) 生命の成長、発育および維持のために必要とされる；もしくは
- (c) 不足すると、特徴的な生物化学的または生理学的变化が起こることを誘発するものである。

**2.6 糖類**とは、食品に存在するすべての单糖類と二糖類を意味する。

**2.7 食物繊維**とは、10 以上のモノマー<sup>2</sup>を持つ炭水化物ポリマー<sup>1</sup>を意味する、そしてこれはヒトの小腸の内因性酵素によって加水分解されない、そして以下のカテゴリーに属する：

- ・ 摂取される食品に天然で存在する可食性炭水化物ポリマー、
- ・ 炭水化物ポリマー、そしてこれは物理的、酵素的もしくは化学的な手段によって食品原料から得られたものであり、そして一般に受け入れられている科学的証拠によって主務官庁に対して証明されている、健康に対して便益のある生理学的作用を持つと示されているものである、
- ・ 一般に受け入れられている科学的証拠によって主務官庁に対して証明されている、健康に対して便益のある生理学的作用を持つと示されている合成の炭水化物ポリマー。

**2.8 多不飽和脂肪酸**とは、シス・シスのメチレンによって遮断された二重結合を持つ脂肪酸を意味する。

**2.9 トランス脂肪酸** <sup>3</sup>：栄養表示に関するコーデックスガイドラインおよびその他の関連するコーデックス価格とガイドラインの目的に関しては、トランス脂肪酸とは、非共役の、言いかえれば少なくとも一つのメチレン基によって遮断された、トランス立体配置のある炭素・炭素二重結合を持つモノ不飽和および多不飽和脂肪酸のすべての幾何学的異性体と定義される。

### 3. 栄養素表示

#### 3.1 栄養素表示の適用

3.1.1 セクション 2.4において規定した栄養クレームが行われている食品に関しては、栄養

---

<sup>2</sup> 3 から 9 までのモノマー単位を持つ炭水化物を含める否かに関する決定は、各国当局にゆだねられるべきである。

<sup>1</sup> 植物起源から誘導された場合には、食物繊維は、リグニンおよび/もしくは植物細胞壁中の多糖類と関係するその他の化合物のフラクションを含んでいるかも知れない。これらの化合物も、食物繊維に関する特定の分析法によって測定されるかも知れない。しかしながら、このような化合物は、抽出され、そして食品へ再導入されたとしても、食物繊維の定義には含まれない。

<sup>3</sup> コーデックスメンバーは、栄養表示の目的のために、新規の科学的データが入手可能になる場合には、トランス脂肪酸 (TFAs) の定義に特定の TFAs を含めることをレビューすることができる。

素表示は義務的にすべきである。

3.1.2 栄養素表示はその他のすべての食品に関しては、任意とすべきである。

### 3.2 栄養素のリスト化

3.2.1 栄養素表示を適用する場合には、以下の表示は義務的にされるべきである：

3.2.1.1 エネルギー値；および

3.2.1.2 蛋白質、利用可能な炭水化物（即ち、食物纖維を除く炭水化物）、脂肪、飽和脂肪、ナトリウム<sup>4</sup>および全糖類；および

3.2.1.3 栄養クレームまたはヘルスクレームが行われているその他のすべての栄養素の量；および

3.2.1.4 国内の法律または国内の食餌ガイドラインによって要求される、適正な栄養状況を維持するために関連すると考えられるその他のすべての栄養素の量<sup>5</sup>。

3.2.2 セクション3.2.1にリスト化されているものに加え、特定の栄養クレームまたはヘルスクレームが適用される場合には、国内の法律は、適正な栄養学的状態を維持するために関連すると考えられるその他のすべての栄養素の量の義務的表示を要求することができる。

3.2.3 ある特定の栄養クレームもしくはヘルスクレームが適用される場合には、国内の法律または国内の食餌ガイドラインによって要求される、適正な栄養状況を維持するために関連すると考えられるその他のすべての栄養素の量の表示は義務的とされるべきである。

3.2.4 炭水化物の量および/またはタイプに関してクレームが行われる場合には、全糖類の量がセクション3.2.1の中の要件に加えリスト化されるべきである。でん粉および/または他の炭水化物成分の量もリスト化できる。食物纖維含量に関してクレームが行われる場合には、食物纖維の量が表示されるべきである。

3.2.5 セクション3.2.1の要件に加え、そしてセクション3.4.7に従って、脂肪酸の量及び/

---

<sup>4</sup> 各国当局は、ナトリウムの全量を“食塩”として食塩相当量の形で表現することを決定できる。

<sup>5</sup> トランス脂肪酸の摂取量のレベルが公衆衛生上の問題となっている加盟国は、栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を検討すべきである。

またはタイプ、もしくはコレステロールの量に関してクレームが行われる場合には、飽和脂肪酸、モノ不飽和脂肪酸と多不飽和脂肪酸、およびコレステロールの量が表示されるべきである、そしてトランス脂肪酸の量が国内の法律に従って要求できる。

3.2.6 セクション 3.2.1、3.2.3 および 3.2.4 に基づく義務的表示に加え、以下の基準に従つてビタミンとミネラルがリスト化できる：

3.2.6.1 推奨摂取量が確立されているおよび/または当該の国において栄養的に重要であるビタミンとミネラルのみも表示されるべきである。

3.2.6.2 栄養素表示が適用される場合には、100 g または 100 mlあたり、あるいはラベル上で量が定められている一食分あたり、栄養素基準値 (NRV) の、もしくは主務官庁の公式に認められたガイドラインの 5%未満の量で存在するビタミンとミネラルは、表示されるべきではない。

3.2.7 ある製品があるコーデックス規格の表示要件に従わねばならない場合には、その規格の中で定められている栄養素表示に関する規定が、本ガイドラインのセクション 3.2.1 から 3.2.5 までの規定に優先すべきであるが、これに相反すべきではない。

### 3.3 栄養素の計算

#### 3.3.1 エネルギーの計算

リスト化されるべきエネルギー量は、以下の変換係数を用いて計算されるべきである：

炭水化物	4 kcal/g - 17 kJ
蛋白質	4 kcal/g - 17 kJ
脂肪	9 kcal/g - 37 kJ
アルコール（エタノール）	7 kcal/g - 29 kJ
有機酸	3 kcal/g - 13 kJ

#### 3.3.2 蛋白質の計算

リスト化されるべき蛋白質の量は、異なる係数がコーデックス規格の中に、またはその食品に関するコーデックスの分析方法の中に示されている場合を除き、以下の式を用いて計算されるべきである：

$$\text{蛋白質} = \text{全キエルダール窒素} \times 6.25$$

### 3.4 栄養素含量の表現

3.4.1 栄養素含量の表示は数値で表わされるべきである。しかしながら、付加的な表示手段の使用が排除されるべきではない。

3.4.2 エネルギー値に関する情報は、100 g 当たり、もしくは 100 ml 当たり、もしくは当該包装が 1 人前分しか含まない場合には包装当たりの kJ および kcal で表わされるべきである。更に、この情報はラベル上で定量化された 1 食分当たりで、または当該包装の中に含まれる 1 人前分の数が述べられている場合には、1 人前分当たりで示すことができる。

3.4.3 当該食品中の蛋白質、炭水化物および脂肪の量に関する情報は、100 g 当たり、もしくは 100 ml 当たり、もしくは当該包装が 1 人前分しか含まない場合には包装当たりの g で表わされるべきである。更に、この情報はラベル上で定量化された 1 食分当たりで、または当該包装の中に含まれる 1 人前分の数が述べられている場合には、1 人前分当たりで示すことができる。

3.4.4 ビタミンとミネラルに関する数値で表わした情報は、100 g 当たり、もしくは 100 ml 当たり、もしくは当該包装が 1 人前分しか含まない場合には包装当たりのメートル単位でおよびまたは栄養素基準値の百分率で表わされるべきである。更に、この情報はラベル上で定量化された 1 食分当たりで、または当該包装の中に含まれる 1 人前分の数が述べられている場合には、1 人前分当たりで示すことができる。

更に、蛋白質に関する情報は、栄養素基準値(NRV)の百分率として表わすこともできる<sup>6</sup>。国際的な基準化および平準化のために、表示目的のためには以下の栄養素基準値 (NRV) が用いられるべきである：

蛋白質	(g)	50
ビタミン A	(μg)	800 <sup>7</sup>
ビタミン D	(μg)	5 <sup>8</sup>
ビタミン D	(mg)	60
チアミン	(mg)	1.4

<sup>6</sup> 今後の科学の進展を考慮に入れるために、今後の FAO/WHO やその他の専門家の勧告やその他の関連する情報、栄養素のリストおよび栄養素基準値のリストは、絶えずレビューされるべきである。

<sup>7</sup> β-カロテン (プロビタミン A) の表示に関しては、以下の変換係数が用いられるべきである：1 μg レチノール = 6 μg β-カロテン

<sup>8</sup> ビタミン D、ナイアシンおよび沃素に関する栄養素基準値は、国内の栄養政策もしくは地域条件が、十分な規定量を示し、個体の要求量が満足されていることを保証する国に関しては適用されないかも知れない。栄養表示に関するコーデックスガイドラインのセクション 3.2.6.1 も参照のこと。

リボフラビン	(mg)	1.6
ナイアシン	(mg)	1.8 <sup>6</sup>
ビタミン B <sub>6</sub>	(mg)	2
葉酸	(μg)	200
ビタミン B <sub>12</sub>	(μg)	1
カルシウム	(mg)	800
マグネシウム	(mg)	300
鉄	(mg)	14
亜鉛	(mg)	15
沃素	(μg)	150 <sup>6</sup>
銅	値は設定される予定	
セレンイウム	値は設定される予定	

3.4.5 1食分の大きさが通常用いられる国においては、セクション 3.4.2、3.4.3 および 3.4.4 によって要求される情報はラベル上で定量化されている 1 食分当たりで、または当該包装に含まれる 1 人前分の数が述べられている場合には 1 人前分当たりで、示すことができる。

3.4.6 利用可能な炭水化物の存在は、ラベル上に“炭水化物”と表示されるべきである。炭水化物のタイプが表示される場合には、この表示は以下のフォーマットによって、全炭水化物含量の表示のすぐ後に続くべきである：

“炭水化物 ...g、そしてそのうち糖類は...g”

これに以下を続けることができる：“x” ...g

この場合、“x”はその他の炭水化物成分の特定の名称を表わす。

3.4.7 脂肪酸の量および/またはタイプもしくはコレステロールの量が表示される場合には、セクション 3.4.3 に従ってこの表示は全脂肪のすぐ後ろに続くべきである。

以下のフォーマットが用いられるべきである：

全脂肪	...g
そしてそのうち 飽和脂肪酸	...g
トランス脂肪酸	...g
モノ不飽和脂肪酸	...g
多不飽和脂肪酸	...g
コレステロール	...mg

### **3.5 許容量および遵守**

3.5.1 許容量限度は、公衆衛生問題、シェルフライフ、分析の精度、加工上の変動および当該製品中の当該栄養素の固有の不安定さと変動に関係して、また当該栄養素が添加されたのか、もしくは当該製品中に天然に存在しているかどうかに従って、設定されるべきである。

3.5.2. 栄養素表示において用いられる値は、表示されている当該製品を代表する、製品分析から特に得られたデータから誘導された重量平均値とすべきである。

3.5.3 ある製品があるコーデックス規格に従わねばならない場合には、当該規格によって設定された栄養素表示の許容量の要件が、このガイドラインに優先すべきである。

## **4. 栄養表示の読みやすさに関する原則と基準**

### **4.1 一般原則**

栄養表示のケースにおいては、義務的ベースで適用されようが、また任意のベースで適用されようが、事前包装食品の表示に関する一般規格（CODEX STAN 1-1985）のセクション 8.1.1、8.1.2、8.1.3 および 8.2 の原則が適用されるべきである。セクション 8.1.1、8.1.2 および 8.1.3 は、すべての補足的栄養ラベルに適用されるべきである。

### **4.2 提示の特定の特徴**

4.2.1 提示の特定の特徴に関するこれらの勧告は、栄養表示の読みやすさを高めることを意図している。しかしながら、主務官庁は、国内レベルにおけるアプローチと実際的な問題を考慮に入れて、そして自国の消費者のニーズをベースに、栄養情報の提示のすべての追加的な手段を決定することができる。

4.2.2 フォーマット – 栄養素含量は数字でしめされた表によるフォーマットで表示されるべきである。表によるフォーマットのために十分なスペースがない場合には、栄養素表示は線形のフォーマットで表示することができる。

4.2.3 栄養素は主務官庁によって作られた特定の順序で表示されるべきである、そして食品製品全体に亘り一貫すべきである。

4.2.4 フォント – フォントの種類、スタイル（字体）および最小フォントサイズ、並びに大文字の文字と小文字の文字の使用は、栄養表示の読みやすさを保証するために主務官庁に

よって検討されるべきである。

4.2.5 コントラスト 一栄養情報がはっきりと容易に読めるように、テキストと背景との間に有意なコントラストが維持されるべきである。

4.2.6 数字による提示 一栄養素含量の数字による提示は、セクション 3.4 の規定に従うべきである。

## 5. 補足的栄養情報

5.1 補足的栄養情報は、消費者による自分の食品の栄養価値についての理解を増すこと、および栄養素表示を解釈する上で役立てる意図したものを意図したものである。食品のラベル上で使用するために適切となるかも知れない情報を示す方法は数多く存在する。

5.2 食品ラベル上への補足的栄養情報の使用は、任意とすべきである、そして栄養素表示に加えて示すだけにすべきであり、栄養素明記に代えるべきではない。ただし、文盲率が高い、および/または栄養についての知識が比較的乏しい標的の人口母集団に関してはこの限りではない。このような人口母集団に関しては、食品グループのシンボル、またはその他の絵によるまたは色による説明は、栄養素表示なしで用いることができる。

5.3 ラベル上の補足的栄養情報には、この情報についての消費者による理解と活用を増すために、消費者教育プログラムを付随させるべきである。

## 1-6 コーデックス Annex : 一般的な人口母集団に関するビタミンとミネラルの栄養素基準値 (Nutrient Reference Values) を定めるための一般原則

### 1. 前文

この原則は、36か月を超える個体と確認された一般的な人口母集団に関するビタミンとミネラルの表示目的に関するコーデックス栄養素基準値 (NRVs : Nutrient Reference Values) の設定に適用される。これらの値は、消費者が 1) 全体の健康的な食物摂取量に対する個々の製品の相対的な寄与を推定する上で、そして 2) 製品間の栄養素含量を比較するひとつのやり方として役立つために、用いることができる。

各国政府に対して、NRVs を用いるよう、もしくはその代わりに、表示目的のための独自の栄養素基準値を定める際には、以下の一般原則および国もしくは地域に特異的な更なる因子

の適切性を検討するよう要請する。例えば、国レベルにおいては、一般的な人口母集団に関する人口母集団で重み付けした値は、国の国勢調査データおよびそれぞれの年齢・性別グループの比率を用いて、年齢・性別グループの1日摂取量に関する科学ベースの基準値を重み付けすることによって定めることができる。更に各国政府は、栄養素の吸収、利用もしくは要求量に影響を及ぼす国もしくは地域に特異的な要素を考慮に入れた、食品表示のための栄養素基準値を定めることができる。各国政府はまた、妊娠した、もしくは授乳中の女性のような、一般の人口母集団の特定のセグメントに関する別個の食品表示のための基準値を定めるか否かを検討することができる。

## 2. 定義

- 2.1. 個体の栄養素レベル 98 (INL<sub>98</sub> : Individual Nutrient Level 98)<sup>9</sup>とは、特定のライフステージと性別グループの中の明らかに健康な個体の 98 パーセントの栄養素要求量を満たすと推定される 1 日の栄養素摂取量値を言う。
- 2.2. 摂取量上限レベル (UL : Upper Level of intake)<sup>10</sup>とは、ヒトにおいて有害な健康影響を生じさせる可能性はないと判断される、ある栄養素の全ての起源からの習慣的な摂取量の最大レベルを言う。

## 3. ビタミンとミネラルの NRVs をさだめるための一般原則

### 3.1 NRVs を定めるための適切なデータ源の選択

3.1.1 FAO/WHO によって提供される関連する、そして最新の1日栄養素摂取量値が、NRVs を定める際に、第一のデータ源として考慮されるべきである。

3.1.2 FAO/WHO 以外の認められた権威ある科学機関に由来する、科学についての独立したレビューを反映する関連する、そして最新の値も、考慮される可能性がある。適切な場合には、証拠が体系的なレビューによって評価されている値に高い優先性が与えられるべきである。

---

<sup>9</sup> 様々な国がこの概念に関してその他の用語を用いている、例えば、Recommended Dietary Allowance (RDA)、Recommended Daily Allowance (RDA)、Reference Nutrient Intake (RNI)、もしくは Population Reference Intake (PRI)。

<sup>10</sup> 様々な国がこの概念に関してその他の用語を用いている、例えば、Tolerable Upper Nutrient Intake Level (UL)、もしくは安全な摂取量範囲の上限。

### **3.2 適切なベースの選択**

3.2.1. NRVs は、個々の栄養素レベル 98 (INL<sub>98</sub> : Individual Nutrient Level 98) をベースとすべきである。ある特定の下位グループに関するある栄養素に関する INL<sub>98</sub> が定められていない場合には、その他の基準値、もしくは認められた権威ある科学機関によって定められている範囲を用いることを検討することが適切であるかも知れない。これらの値の誘導は、ケースバイケースのベースでレビューされるべきである。

3.2.2. 一般人口母集団の NRVs は、36 か月を超えるある選ばれた基準人口母集団グループに関する平均の値を計算することにより決定されるべきである。CCNFSDU によって誘導された栄養素基準値は、成人男性と成人女性のそれぞれに関する適用される最も広い年齢範囲をベースとしている。

3.2.3. これらの NRVs を定めるという目的のためには、妊娠した、そして授乳中の女性の関する値は除外されるべきである。

### **3.3 摂取量上限レベルの検討**

一般的な人口母集団の NRVs の設定においては、認められた権威ある科学機関によって定められた摂取量の上限レベルをも考慮に入れるべきである。

## 2. 国内における栄養表示に関わる動き

### 2-1 栄養成分表示検討会（消費者庁）

国民の健康意識の高まりを受け、自らの食生活の改善を図るために、食品を選択する際に栄養表示を確認したいという消費者の声が多く聞かれるようになったことや、国際機関や諸外国においても、栄養表示の義務化に向けた取り組みが進んでいることから平成22年12月から平成23年7月まで消費者庁において「栄養成分表示検討会」が開催され、栄養表示に関する課題整理や、その義務化に向けた検討が行われた。栄養表示の義務化に関してはこの検討会であげられた以下の課題を議論した上で進めなくてはならないと考える。

#### 2-1-1 表示すべき栄養成分の優先度の見直し

- ・エネルギーを最重要要素ととらえ、最優先項目とし、高血圧予防の観点から重要度が高いナトリウムを2番目、動脈硬化等心疾患のリスクに影響するとされる脂質を3番目とした。また、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロールなどの栄養成分については、科学的根拠の程度や国民の摂取状況等を踏まえ、引き続き検討すべきとした。
- ・我が国では、食塩相当量を用いた栄養指導が一般的に行われており、消費者の理解しやすさという観点から、ナトリウムの表示方法をさらに検討すべきとした。

#### 2-1-2 栄養表示の義務化に向けた課題の整理

##### 2-1-2-1 表示値に係る技術的課題

###### 【誤差の許容範囲の見直し】

- ・栄養表示にどの程度の厳密な正確性を求めるかという点については、他の食品表示とは異なる観点からの検討が必要。また、誤差の許容範囲については、諸外国の例も参考としつつ、柔軟かつ合理的な許容範囲を設定することを検討すべきとした。

###### 【実行可能性の高い表示値の設定方法の検討】

- ・多くの企業は、栄養成分に関する情報の開示や提供の努力を行っているものの、分析費用の負担や表示スペースの物理的制限など課題があることが挙げられ、分析や表示することが困難な中小事業者の取扱いについても、実行可能性の高い設定方法を検討する必要があるとした。

##### 2-1-2-2 わかりやすい表示方法等

###### 【「栄養の可視化」をめざした表示方法の検討】

- ・消費者の栄養表示に対する関心を高める工夫や表示の内容に対する理解を促すわかりやすく活用しやすい表示方法について、さらに検討が必要。
- ・食品分類ごとのサービングサイズの分量を将来的な課題として位置付けることを適当とした。

###### 【国民への普及啓発の推進】

- ・消費者庁は、消費者、事業者、消費者団体、事業者団体、日本栄養士会、各教育機関等との連携体制を構築し、栄養表示に関する普及啓発の取り組みを進めていくべきとした。
- ・我が国の健康・栄養政策として平成12年に策定された「健康日本21」や「食生活指針」

といった取り組みが推進されているが、現在の栄養表示も含め、必ずしも全ての消費者に活用されているとは言えない状況にあるといえる。栄養表示がより利用性の高いものとなるためにはわかりやすい情報提供の在り方に加え、各教育機関等との連携体制の構築といった普及啓発のさらなる取組が不可欠である。

#### 2-1-2-3 栄養表示の適用範囲や効果的な執行・監視体制に関する課題

##### 【表示義務の適用範囲の検討】

- ・栄養成分や機能性が強調表示された生鮮食品については、POP 等の表示方法により、栄養成分の含有量が併せて表示される方向で検討すべきである。
- ・直接販売される惣菜・弁当や外食で提供される食事については、JAS 法に基づく表示義務の対象ともなっていないことから、別途、食品表示全般の適用範囲について議論した上で決定すべきとした。

##### 【監視・執行のあり方の検討】

- ・各自治体において収去検査する際の具体的な手順や分析機関及び分析機関間における精度管理の方法等をマニュアル化することについても、検討を進めるべきとした。
- ・栄養表示に係る業務について、現在、食品衛生監視員及び栄養指導員の人員配置や検査の組織体制が不十分であると指摘されている点についても、整理されることが望まれるとした。

#### 2-1-2-4 國際的な動向

栄養表示の義務化に至っては、深刻な慢性疾患問題を抱える米国において 1994 年に義務化され、その後、ブラジル（2001 年）、オーストラリア・ニュージーランド（2002 年）、カナダ（2005 年）などの各国が続いている。また、アジアでも、台湾（2002 年）、韓国（2006 年）、中国（2008 年）、インド（2009 年）などの国や地域で栄養表示が義務化。また、2004 年に世界保健機関（WHO）が、健康的な食事と運動を通して、人々の健康を守り、促進することを目的として「食事、運動と健康に関する世界戦略」を提示し、コーデックス委員会において「栄養表示に関するガイドライン」の拡充作業が進められており、国際的な整合性を考える上においても、義務化に向けて整理すべき課題について検討しなくてはならない。

### 2-2 栄養表示に係る調査

栄養表示に係る調査は健康増進法に基づき毎年実施されている「国民健康・栄養調査」や栄養成分表示検討会において行われた消費者庁での調査および各業界での調査などさまざまなものが実施されている。栄養表示義務化の議論に関してはこれらの結果を十分に考慮した上で議論しなくてはならない。

#### 2-2-1 平成 21 年国民健康・栄養調査報告（厚生労働省）

厚生労働省では毎年、健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るために基礎資料とするため、「国民健康・栄養調査」を実施。その 21 年度報告の中で、外食や

食品を購入する時の栄養表示の参考状況についての設問（n=8459）があり、いつも参考にしている（8.5%）時々している（29.5%）という、必ずしも全ての消費者に活用されているとは言えない事実がみられた。また、厚生労働省により平成12年から推進してき健康・栄養政策である「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」に関する設問では、内容を知っている（3.3%）言葉を聞いたことはあるが内容は知らない（15.2%）という結果にとどまった。

#### 2-2-2 市販食品における栄養表示の実態調査（平成22年11月 消費者庁調べ）

栄養表示制度のあり方を検討するにあたり、国内における栄養表示の現状を把握する目的で買い上げ調査を実施（n=633）。調査した全商品633品のうち82%の商品に一般表示事項があり、高い順で言うと、乳製品（97.9%）、調理食品（97.4%）、菓子類（95.7%）、パン類（93.3%）でほぼ表示がされており、表示されていないところでは酒類（62.2%）、調味料（42.6%）といった調査内容であった。この結果から見ると、加工食品に関してはほぼ栄養表示が実施されている状況があると思われる。

#### 2-2-3 食品表示に関する事業者コストに係わるアンケート調査（平成23年12月21日～平成24年1月31日 消費者庁調べ）

現在表示が義務付けられていない栄養表示について、義務化された場合に生じると考えられる企業の負担について実態を把握するため調査を実施（アンケートに回答があった企業（173社））。栄養表示が義務化された場合の費用負担としては一時的なものも含め包材印刷の内容変更にかかるもの、分析費用、対応のための人員費があげられ、義務化の課題としては分析費及び人的負担の増加（大企業67.6%、中小企業76%）、表示スペースが限られている（大企業65.5%、中小企業60%）、意図しない表示の誤り（大企業35.8%、中小企業36%）という結果があげられた。

#### 2-2-4 「栄養成分表示制度の運用～制度の実効性について～」（第四回栄養成分表示検討会資料 仲谷委員提供資料）

消費者への聞き取り調査（千葉市内一店舗における来店客聞き取り調査、n=87）によると、食品表示のうち、栄養表示に注意していると答えたのは賞味期限、原産国、原材料に次ぐ4番目の16%。栄養表示の記載が期待されるカテゴリーとしては弁当惣菜（71%）、加工食品（50%）の順であり、参考にしている栄養成分はエネルギー（71%）とナトリウム（50%）、脂質（36%）という順。また弁当・惣菜の栄養表示の誤差を調査したところ、ものによって計算値と実測値、個体間でかなりばらつきがあることがわかった。

#### 2-2-5 「事業者の栄養成分表示制度の活用状況と「義務化」への課題・問題点」（第四回栄養成分表示検討会 塩谷委員提供資料）

食品産業センターが行った食品企業の取り組み状況アンケートを紹介（回答数125社）。食品企業は栄養成分情報について積極的に情報提供しているものの、その実態は一部の商品のみであり、義務化表示された場合には表示可能な商品は大企業で3割、中小企業では2割にとどまる現状であった。栄養表示が

義務化された場合、記載による分析費用人的負担の増加はもとより、包装表示するスペースが限られる、原料・配合変更で意図しない誤記といった課題があげられた。